

平成28年6月定例会

# 次世代人材育成・少子高齢化対策特別委員会説明資料

(その2)

保 健 福 社 部  
県 民 環 境 部  
商 工 労 働 観 光 部  
県 土 整 備 員 会  
病 院 委 員 本 部  
教 育 察 本 部  
警 察 本 部

# 目

# 次

I 提出予定案件	-----	1
1 その他の議案等	-----	1
(1) 徳島県男女共同参画基本計画（第3次）の策定について	-----	1
(2) 徳島県男女共同参画基本計画（第2次）の廃止について	-----	1

# I 提出予定案件

## 1 その他の議案等

- (1) 徳島県男女共同参画基本計画（第3次）の策定について（男女参画・人権課）

ア 提案理由  
徳島県男女共同参画基本計画（第3次）を策定することについて、徳島県行政に係る基本計画の策定等を議会の議決すべき事件として定める条例第3条第1項の規定により議決を経る必要がある。

イ 計画の概要  
(趣旨)

この計画は「女性活躍推進法」に基づく「推進計画」と一体的に策定し、「男女共同参画立県とくしま」の実現に向け、今後講ずるべき施策等を示した新たな指針となるものである。

(内容)

「多様な生き方・働き方を実現できる豊かで活力のある社会の創造」を基本目標とし、3つの「基本方針」と9つの「主要課題」を掲げ、うち「主要課題1及び2」を「女性活躍推進法」に基づく「推進計画」として位置づけている。

(計画期間)

平成28年度から平成30年度までの3年間とする。

ウ ともに輝く「新未来とくしま」創造プラン～徳島県男女共同参画基本計画（第3次）～(案)別冊のとおり

- (2) 徳島県男女共同参画基本計画（第2次）の廃止について（男女参画・人権課）

ア 提案理由  
徳島県男女共同参画基本計画（第2次）を廃止することについて、徳島県行政に係る基本計画の策定等を議会の議決すべき事件として定める条例第3条第2項の規定により議決を経る必要がある。

イ 廃止の趣旨

この計画の計画期間を前倒して、「女性活躍推進法」に基づく「推進計画」と徳島県男女共同参画基本計画（第3次）を一体的に策定することに伴い、廃止するものである。